

## TPP（環太平洋パートナーシップ協定）交渉に関する意見書

可児市議会では、「環太平洋経済連携協定（TPP）交渉参加への慎重な対応を求める意見書（平成23年3月25日付）」を提出したところであるが、国ではTPPへの交渉参加を決定し、その交渉は昨年末までの妥結を目指して進められてきたが、交渉参加国間の合意形成が進まず、引き続き協議を続けていくこととなった。

政府は農林水産委員会における決議（平成25年4月18日参議院農林水産委員会、同月19日衆議院農林水産委員会）を守るとの交渉姿勢を堅持しているものの、今後とも極めて厳しい交渉が続くものと予想される。

一方、交渉が大詰めを向かえた今もなお、交渉内容についての十分な情報は開示されないままである。TPPは農林水産業のみならず、食の安全、医療、保険、ISD条項など、国民生活に直結する問題であることから、国民への十分な情報提供を行い、幅広い国民的議論を背景に交渉を進めていく必要があると考える。

以上を踏まえ、政府に対しTPP交渉において下記の事項を地方自治法第99条の規定に基づき要望する。

### 記

1. TPP交渉においては、農林水産委員会における決議（平成25年4月18日参議院農林水産委員会、同月19日衆議院農林水産委員会）に最大限配慮し、国益を損なわない交渉を行うこと。
2. TPP交渉により収集した情報については国民に十分な情報提供を行うこと。

平成27年3月23日

岐阜県可児市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）